

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 2 5 号

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎
市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第12条及び第38条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。